

佐呂間町奨学金貸付要領（佐呂間町奨学金条例による）

1. 奨学生の条件

- 1) 本町住民の子弟である者
- 2) 高等学校、高等専門学校又は専修学校、大学に就学する者又は在学者
- 3) 身体健康、学業優秀、性行善良である者
- 4) 学資の支弁が困難な者

2. 奨学金の貸付額

- 1) 高等学校、高等専門学校又は高等課程の専修学校に就学する者又は在学者
月額 10,000円以内
- 2) 大学又は専門課程の専修学校に就学する者又は在学者
月額 22,000円以内

3. 奨学生選定基準

奨学生と生計を一にする家族の所得及び学業成績により選考いたします。

4. 貸付の申請

貸付を受けようとする者は、次に掲げる書類を4月1日から4月20日までに教育委員会へ提出してください。また、書類提出の際、市町村民税課税状況に係る個人情報収集同意書を添付してください。

- 1) 奨学金貸付申請書（別記第1号様式）
- 2) 奨学生推薦書（別記第2号様式）
- 3) 家族調書（別記第3号様式）
- 4) 学業成績証明書
- 5) 健康診断書

5. 奨学金の返還

- 1) 奨学金は原則として無利子とする。
- 2) 奨学金の返還は、最終の学校を卒業した翌月から起算し1年据置後、6ヶ年償還とする。
返還方法は、年賦・半年賦のいずれかによる。

6. 奨学生で貸付の継続を希望する者は、前年度における家族調書・学業成績証明書及び市町村民税課税状況に係る個人情報収集同意書を4月20日までに提出すること。

7. 奨学生は、次に該当した場合は、直ちに教育委員会に届けなければならない。

- 1) 休学、復学、転校又は退学したとき
- 2) 本人の住所、その他学業継続上の重要事項に異動が生じたとき

※連絡先：佐呂間町教育委員会 管理課 2-1294